

清掃業務委託要領

静岡県立磐田学園 園長 望月伸晃（以下「甲」という。）を委託者とし、（以下「乙」という。）を受託者として令和 年 月 日付けで締結した清掃業務委託契約については、契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

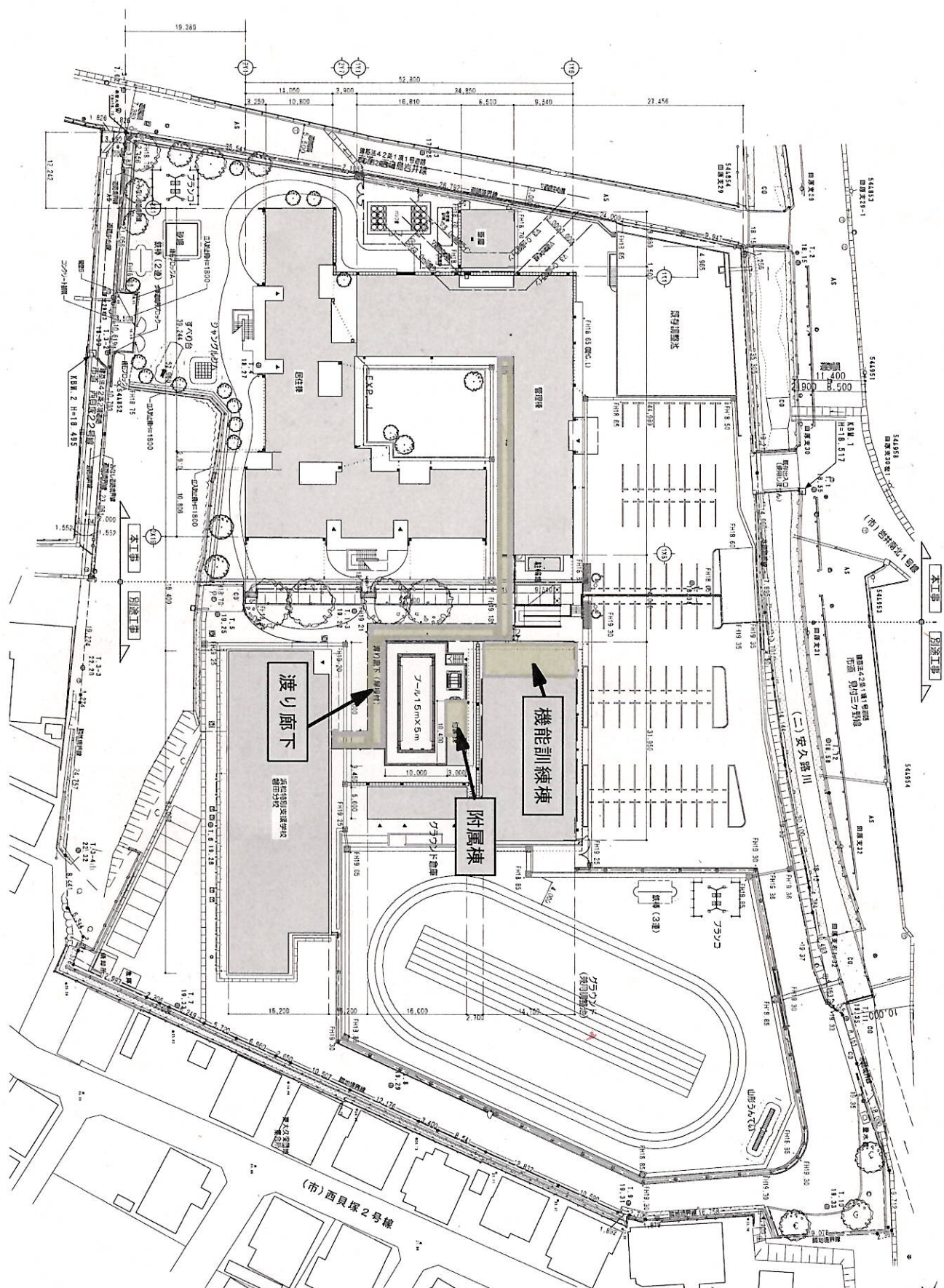
第1条 この委託業務における清掃は、次のとおりとする。

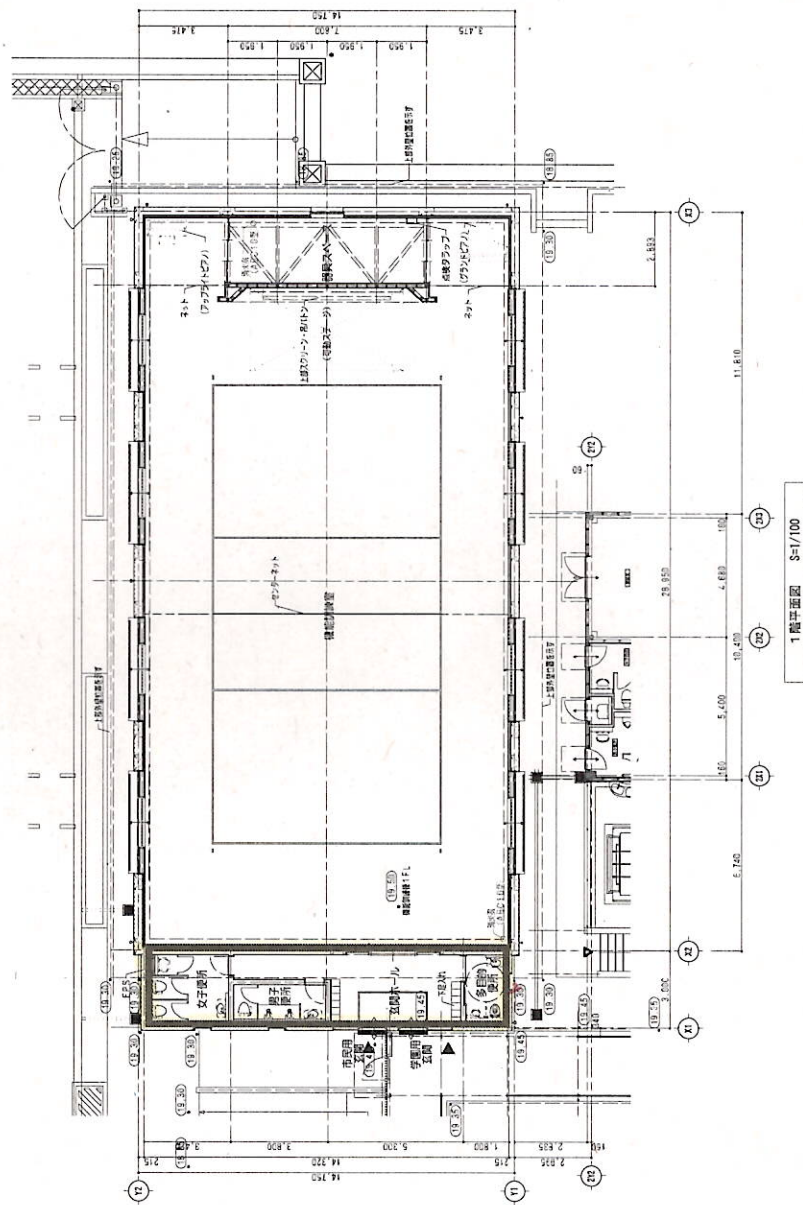
- （1）清掃場所は別紙1～3、作業内容は別紙4のとおりとする。
- （2）上記（1）の清掃場所から可燃ごみを収集し、甲が指定した集積所に運搬するものとする。
- （3）上記（1）の清掃場所に備え付けの消耗品（トイレットペーパー、ペーパータオル、手洗い石けん）が残り少なくなったら、甲に報告した上で補充するものとする。
- （4）上記（1）の清掃場所は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。
- （5）業務時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの年末年始の閉庁日を除く、各日午前8時30分から正午までの間に実施するものとする。
- （6）清掃を行う作業員が、体調の不良その他やむを得ない理由により従事しなかった時間については、甲乙協議の上、取り扱いを決定するものとする。

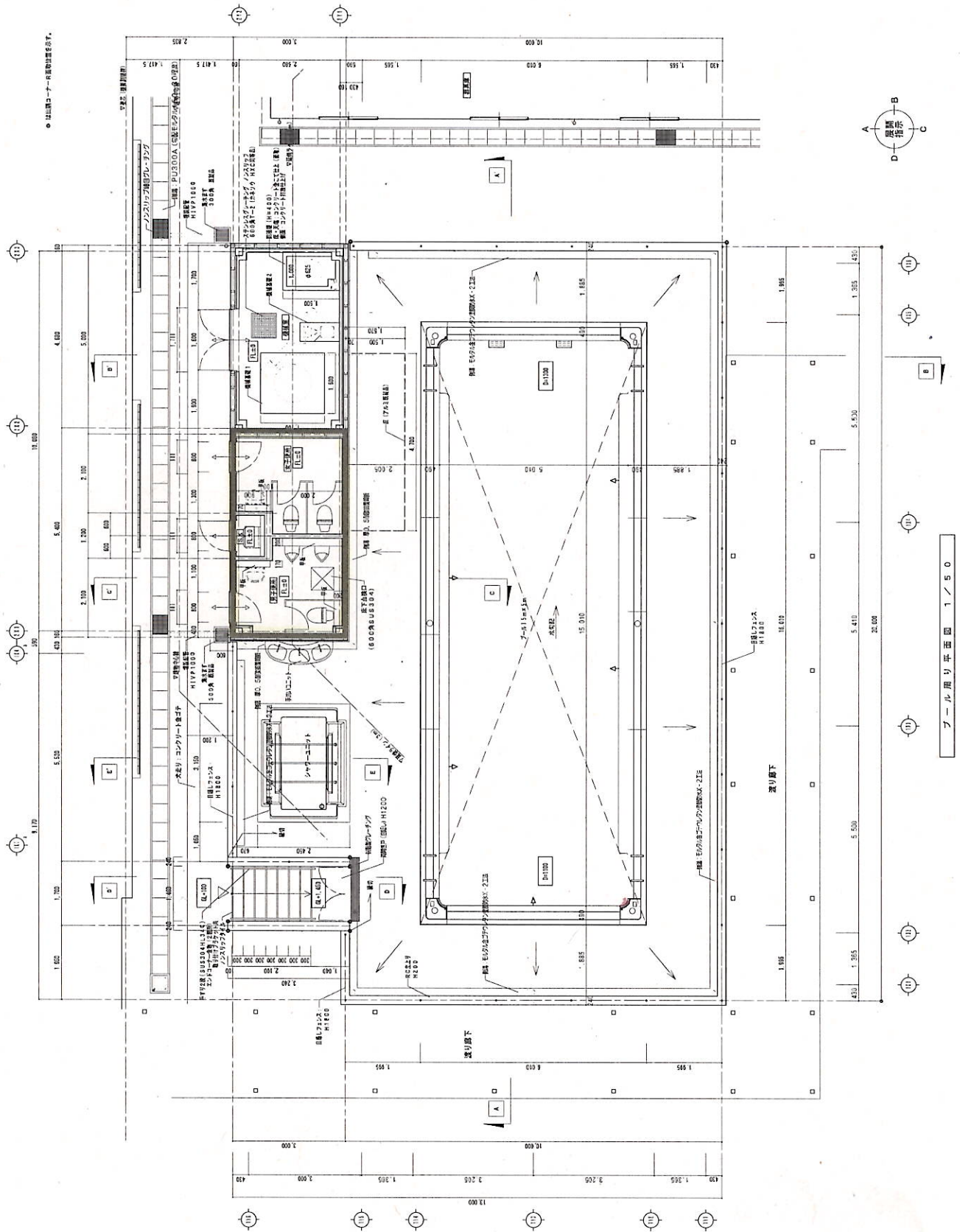
第2条 契約書第9条第1項に定める作業日報は、別紙5のとおりとする。

第3条 契約書第9条第2項に定める実績報告書は、別紙6のとおりとする。

第4条 この清掃に要する器具、消耗品等は甲の負担とする。







フルール屋裏平面図 1/50

別紙4 清掃業務委託要領第1条関係

	掃除場所		作業内容	清掃頻度	備考
1		便所(男子・女子・多目的・SK)	・便器…薬剤をかけ、便器用タワシで磨く ・洗面台・鏡…雑巾で拭く。汚れている部分は薬剤をかけて磨く ・床…雑巾で拭く	・各便器…週1回以上 ・各洗面台・鏡…週1回以上 ・床…週1回以上	
2	機能訓練棟	玄関ホール	・床…ほうきで掃く。汚れている部分は雑巾で拭く ・靴箱…雑巾で拭く ・ガラス扉…雑巾で拭く。汚れている部分は薬剤をかけて磨く	・床…週1回以上 ・靴箱…週1回以上 ・ガラス扉…週1回以上	
3	附属棟	便所(男子・女子・SK)	・便器…薬剤をかけ、便器用タワシで磨く ・洗面台・鏡…雑巾で拭く。汚れている部分は薬剤をかけて磨く ・床…汚れている部分は雑巾で拭くかデッキブラシで擦る	・各便器…週1回以上 ・各洗面台・鏡…週1回以上 ・床…週1回以上	
4	渡り廊下	—	ほうきで掃く。土、鳥の糞、食べこぼしなどで汚れている部分は水をつけたスポンジか雑巾で擦り取る	平日の毎日1回以上	